

特別支援教育における就学支援に関する一研究

一軽度発達障害児の「個別の就学支援計画」の策定・運用を通して一

姉崎 弘*・宮村 昇**・藪岸加寿子***・森倉 千佳****

中央教育審議会は「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」(答申)を2005年12月に公表したが、障害のある幼児児童生徒の就学の在り方については、具体的には明示していない。今後、特殊教育から特別支援教育への制度の改正に伴い、障害のある幼児児童生徒を乳幼児期から学齢期、学校卒業後にわたる長期的な視点から支援していくことは、今日的な重要課題である。そこで本稿では、これまであまり報告されていない、就学期における軽度発達障害児の「個別の就学支援計画」の策定・運用を通して、これからの特別支援教育における障害のある幼児児童に対する就学支援の在り方について考察を加えた。特に、これからの就学指導委員会や特別支援教育コーディネーターの役割について検討を行った結果、就学指導委員会は、調査・相談・判定の他に、「個別の就学支援計画」を策定して就学先の学校に引き継ぐこと、特別支援教育コーディネーターは、校内で就学支援会議を中心になって設定・運営していくこと、などが考察された。

キーワード：特別支援教育、就学支援、就学指導委員会、軽度発達障害児、個別の就学支援計画

1 はじめに

21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議が、2001年1月に公表した「21世紀の特殊教育の在り方について—一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について—(最終報告)」において、「第2章 就学指導の在り方の改善について」の中で、「1. 乳幼児期から学校卒業後までの一貫した相談支援体制の整備」、「2. 就学指導委員会の役割の充実」などを提言している¹⁾。

上記の「1. 乳幼児期から学校卒業後までの一貫した相談支援体制の整備」については、さらに「教育、福祉、医療、労働等が一体となって乳幼児期から学校卒業後まで障害のある子ども及びその保護者等に対する相談及び支援を行う体制を整備する」と明示された。この提言を受けて、各都道府県は「障害のある子どものための教育相談体系化推進事業」に取り組み、三重県では、四日市市をモデル地域に指定し、2003年3月には、保健、福祉、教育、医療が連携したサポート会議(教育相談連絡会議)の設置や教育相談個別ファイルの書式、個人情報の保護等についてまとめた「障害のある子どものための教育相談マスタープラン」を策定している²⁾。

その後、特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議は、2003年3月に「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」³⁾を公表し、「第2章 今後の特別支援教育の在り方についての基本的な考え方」の中で、

「個別の教育支援計画の必要性」を提言している。これは、障害のある幼児児童生徒を生涯にわたって支援する観点から、教育・福祉・医療・労働などの関係者・関係機関が相互に連携し合い、障害のある幼児児童生徒の多様なニーズに適切に対応する教育的支援を効果的に行うために「個別の教育支援計画」の策定が提言されたのである。この「個別の教育支援計画」(図1⁴⁾参照)の策定は、先の「21世紀の特殊教育の在り方について(最終報告)」の提言を踏まえ、これを発展させたものである。盲・聾・養護学校では、「個別の教育支援計画」を2005年度までに策定することになっている⁵⁾が、小・中学校等では今後の課題となっている。

一方、上記の「2. 就学指導委員会の役割の充実」については、2002年4月に、学校教育法施行令の一部改正が行われ、就学基準等の見直しが行われた⁶⁾。その後、文部科学省が、2002年6月にまとめた「就学指導資料」⁷⁾の中の「就学指導委員会の役割の充実」の項には、「市町村の就学指導委員会が、特殊学級、通級による指導等の教育的支援の内容等について校長に助言したり、市町村立の小・中学校や盲・聾・養護学校に就学した障害のある児童生徒に対する就学指導のフォローアップを行う等によりその機能の充実を図ることも重要である。」と明示された。

また、中央教育審議会在が、2005年12月に公表した「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」⁸⁾(以下、中教審答申と記す)において、「第6章

* 三重大学教育学部障害児教育講座
** 伊勢市教育委員会
*** 津市立教育研究所
**** 桑名市立教育研究所

関連する諸課題について」の「障害のある児童生徒の就学の在り方について」の項の中で、「障害のある児童生徒の義務教育諸学校への就学相談・指導は、就学時のみならず就学後も含めて一層重要な役割を担うことになる。このため、その在り方については、(中略)引き続き検討し、必要な見直しを行うことが適当である。」と指摘した上で、さらに、次のように示された。

(1) 就学指導に際しての児童生徒の教育的ニーズの的確な把握及び反映の一層の充実

- ①児童生徒の教育的ニーズをきめ細かく把握し、これを就学先の決定に反映するための調査・審議を専門的に行う機関である就学指導委員会等の構成、開催方法等
- ②児童生徒本人及び保護者の意向を把握し、これを就学先の決定に反映するための就学指導の在り方
- ③乳幼児期からの相談体制の構築を含めた就学前からの教育相談の在り方
- ④個別の支援計画の活用を含めた関係機関等と連携した就学指導の在り方

など、就学指導に際して児童生徒の教育的ニーズを的確に把握しこれを教育内容や就学先の決定に反映する取組を一層充実する観点、が示された。

上記の「就学指導資料」に明記された、就学後の教育的支援内容を助言したり、フォローアップの必要性については、「個別の就学支援計画」の策定と運用の必要性を示唆するものである。

また、中教審答申に示された上記の①と②と③の各観点については、これまで各都道府県及び各市町村の就学指導委員会等において、それぞれ取り組まれてきている内容である。しかし、④は、「個別の就学支援計画」を活用した就学指導の在り方についての提言であり、全国的に見て、各市町村教育委員会等の今後の重要な課題となっている。

さらに、今日各市町村では、市町村合併に伴い市の面積と人口が増加し、就学指導の対象幼児児童生徒の量的及び質的拡大により、就学指導の体制づくりそのものに関する困難さを抱えているのが実情である。

そこで、本稿では、軽度発達障害のある幼児を事例に、個別の支援計画の就学版に当たる「個別の就学支援計画」の策定と運用を通して、小学校への就学支援を試みたので、その経過を報告すると共に考察を加え、今後の就学指導の在り方についての知見を得ることを目的とした。

2 方法

- (1) 期間：200X年7月～200Y年7月
- (2) 事例児：幼稚園年長児（5歳）障害名：ADHD、服薬（心理検査の結果）
WISC-III：全IQ120 言語性IQ96、動作性IQ146
- (3) 主訴：
 - ・カッとなりやすく、友達に手を出すことがある。友達関係をつくりにくい。
 - ・教師の話を集中して聞くのが苦手である。
 - ・予定の変更についていけない、など。

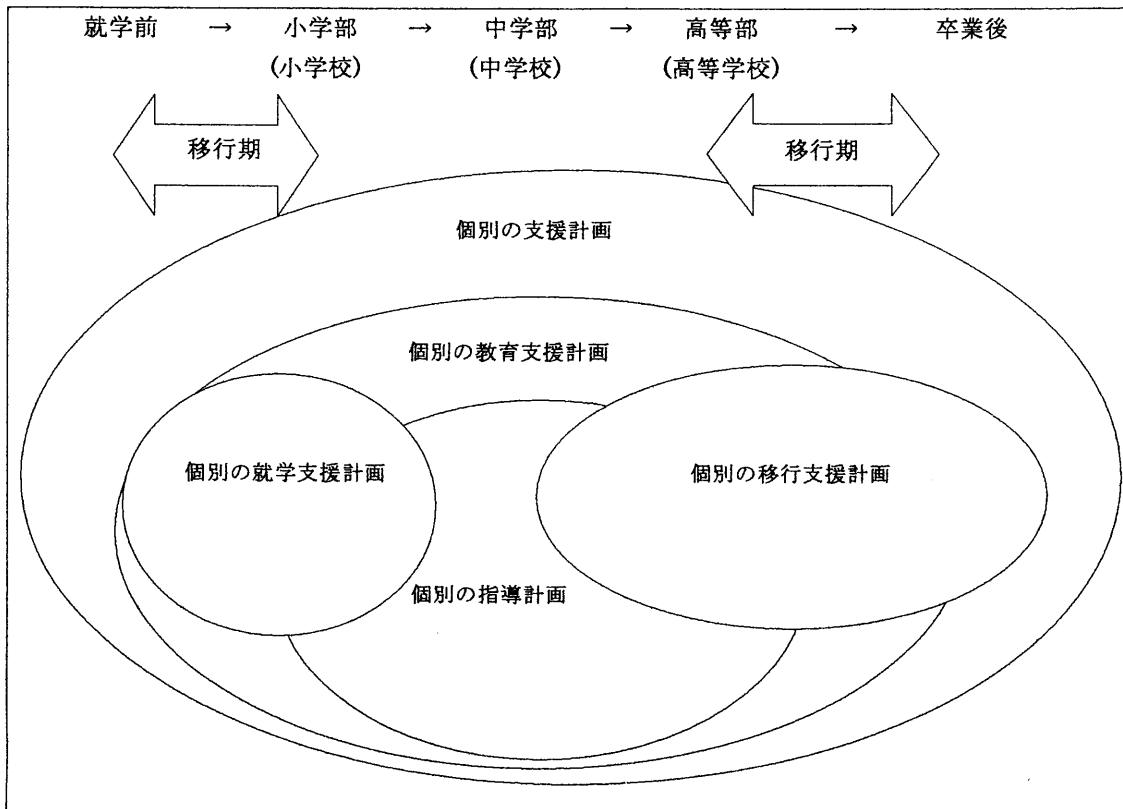


図1 「個別の教育支援計画」等の概念関係図（尾崎 2003 p17 一部改変）

- (4) 方法：就学指導を通して事例児の「個別の就学支援計画」を策定し、これを就学後の小学校に引き継ぎ、就学指導の今後の在り方を検討する。

3 結果

- (1) 事例児の行動観察の経過（就学指導担当者による）

（200X年7月の主な様子）

- ・他児とうまく関わらず園内を一人でうろうろ歩く。
- ・職員室に頻りに立ち寄り、怒ることがある。

（200X年10月の主な様子）

- ・好きな遊びは集団に入れる、我慢もできる。
- ・苦手な課題は教室から出て行く。
- ・一番になりたいというこだわりが強い。

（200Y年2月の主な様子）

- ・1月に薬が変わり、少し落ち着いてきている。
- ・自分なりの心の整理の仕方を身に付けてきている。
- ・鬼ごっこなど集団で遊べるようになってきた。

- (2) 保護者への就学支援

保護者と就学相談の面談を繰り返した結果、知的にはなんら問題はなかったが、普通学級では行動面で不安があることから、まず4月から小学校の障害児学級（情緒障害）に在籍して手厚い指導を受けながら、母学級での交流及び共同学習を積極的に行い、本児の適応状況を見て、徐々に普通学級に在籍を変更していく方向性を保護者と確認した。

- (3) 「就学相談記録表」の作成

就学指導委員会では、名称はそれぞれ異なるが「就学相談記録表」等の書式を用いて、審議対象児の就学判定等の業務を行っている。この書式には、就学指導担当者により、以下の事項が記載された。①本人・保護者名、②在籍園名、③主障害・併せ持つ障害、④検査結果、⑤身体障害者手帳・療育手帳の有無・障害の程度、⑥生育歴、⑦健診結果、⑧発達プロフィール表、⑨園での観察結果、⑩園の担当者の所見、⑪保護者の意向、⑫就学相談担当者の所見、などである。

- (4) 「個別の就学支援計画」の策定

表1に、事例児の就学に向けて策定した「個別の就学支援計画」を示した。この「個別の就学支援計画」は、全国特殊学校長会がまとめた「個別の教育支援計画」の書式⁹⁾を参考に作成したものである。この「個別の就学支援計画」は「個別の教育支援計画」の一部であり、幼稚園・保育園等から小学校への就学に際して策定されるものである（図1参照）。この書式には、就学指導担当者により、以下の事項が記載された。①本人・保護者名、②障害名、③検査結果、④園での生活・学習面、⑤医療機関からの情報、⑥本人の小学校での希望や配慮、⑦家族の小学校での希望や配慮、⑧

園からの希望や配慮、⑨小学校で必要と思われる支援場面・内容、⑩具体的支援（家庭生活、学校生活、余暇・地域生活、医療機関、その他）、などである。また、小学校の担任教師は、実施した⑪就学支援会議の実施結果（日時・参加者・協議内容・支援方針等）を記録し、最後に、会議の確認として特別支援教育コーディネーターと担任教師と保護者の三者がそれぞれ⑫確認欄にチェック（レ点）を記入する。ただし、⑪と⑫については実施できなかった。

今回は、就学指導担当者（相談員）が、事例児の実態や教育的ニーズ、心理検査の実施、保護者の希望、幼稚園での取り組み等について調査を実施し策定を行った。この書式は、事例児が今後小学校に就学するに際して、その必要とされる支援の概要を年度末の3月末にまとめたものである。基本的に、小学校では、この「個別の就学支援計画」に基づいて就学支援会議が開催され、支援方針や指導目標・内容の設定が行われることになる。

- (5) 就学支援会議の設定

事例児が入学後の6月に、小学校において事例児の障害児学級担任教師と就学指導担当者との2名の間で、就学支援会議が行われた。ここで、担任教師から、小学校での生活や学習の様子を話してもらおうと共に、就学指導担当者の方から、幼稚園時代の様子、さらに検査結果から、事例児は動作性能力が高く、視覚的認知力が高い反面、言語の記憶力や理解力が比較的低いことから、絵カードや文字カードを用いて視覚に訴える支援を行ったり、話し言葉を短くして、物事を具体的に教えると理解がしやすい、などのアドバイスを行った。担任教師から、事例児は、4月当初生活環境が大きく変化したこともあり、パニックを度々起こしていたが、5月に薬の種類を変えてからは、比較的に落ち着いていることが多かった、との報告がなされた。

- (6) 「個別の指導計画」の作成

担任教師は、夏季休業中に、事例児の「個別の就学支援計画」を参考にした上で、事例児の行動などを分析し、教科・領域ごとに、または生活面と学習面に分けた「個別の指導計画」を作成し、2学期からこれに基づいた授業づくりを進めた。

表 1 個別の就学支援計画（策定例）

本人のプロフィール		記入者（〇〇〇〇就学指導担当者）		策定日：200Y年3月末	
氏名 〇〇〇〇 男・女	障害名	生年月日	平成 年 月 日		
保護者名	ADHD	家族構成 本人他		連絡先 TEL	
幼稚園での生活・学習面（担当教師：〇〇〇〇） 以前は怒って職員室に来ていたが、今は比較的怒ることが減り安定してきた。クラスのまわりの子どもたちが本児を配慮して、そっとしておいてくれたり、適切な声を掛けてくれたりするので、イライラが減ってきた。イライラしても、他人には当たらず自分で押さえて（5～10分）から集団に戻ってくる。		心理検査の結果			
		K-ABC（200Y.〇〇実施） 全IQ=95 平均 同時処理 総時処理（有意差1%） 視覚的処理能力に強く、聴覚的記憶力に弱い。		WISC-III（200Y.〇〇実施） 全IQ=120 優れている 言語性IQ=96 動作性IQ=146 視覚的認知力が高く、言語の記憶・理解力が比較的低い。	
小学校の生活面・学習面での希望や配慮		就学先	医療機関からの情報		
本人の希望・配慮 ・友達といっしょに学習や活動をしたい。 ・授業時間はやることがわかっているからいいが、休み時間は友達関係など不安である。		小学校の障害児学級（情緒障害）	治療方針・投薬 2週に1回受診。脳波検査を1年に1回受けている。てんかん波あり。薬を夕方1回服用している。		
家族の希望・配慮 ・普通の子ともいっしょに学習や活動をしたいので、できるだけ普通クラスに入れてどうしても難しかったら個別に取り出して障害児学級で指導して欲しい。 ・本人が納得できないとパニックになる。次の授業への切り替えに時間はかかるが、そっと放っておくとそのうち収まる。 ・初めての環境（教室・担任の交代）に、ものすごく緊張するので慣れるまで見守ってほしい。					
幼稚園からの希望・配慮 ・日によってむらがある。月曜日は調子が悪い。朝からつまらない様子の時もある。誘いかけても日によって来ない時と受け入れる時がある。 ・遊びや体育などの勝負の勝ち負けにものすごくこだわる。負けた時には、自分の気持ちを押しさえるのに時間がかかる。 ・行事は前もって日時や内容をきちんと知らせておく。急な予定変更があるとすぐには受け入れられず、時間が必要である。					
小学校で必要と思われる支援場面や支援内容					
<ul style="list-style-type: none"> 学習面については、聴覚入力が弱いので主として視覚的な提示方法（絵カードや文字カード）を用いると理解しやすい。事前にとるべき行動を視覚情報も活用しながら予告してあげると行動しやすい。算数は同じ問題を5回繰り返すと理解できる。 休み時間など、友達との間でトラブルが起こりやすい。トラブルの経緯を紙上で図式化して示し、丁寧に説明して理解を促し納得させる。 体育などのルールで、負けるとカッと座り込んだり、ものに当たったりどこかへ行ってしまうが、放っておくとじきに落ち着く。物事のルールを守ることの大切さを、本人が納得いくまで、わかりやすく繰り返し教えていく。 イライラしたり、気持ちが興奮してパニックになった時などは、本人がクールダウンできる静かな教室等があるとよいと思われる。 					
具体的支援					
家庭生活	学校生活	余暇・地域生活	医療機関	その他	
夕食の手伝いをする。英会話や剣道に通う。父親とトランプなどのゲームをする。好きな映画やビデオは心が落ち着くので時々鑑賞するとよい。	視覚に訴えるわかりやすい学習方法をとる。次にやることを具体的に指示する。少し時間はかかるが集団（社会生活）のルールを丁寧に説明して分らせる。	土日は剣道をする。自分から体を動かして発散させるようにする。約束すれば友達と遊べるが、マイペースになりやすく、友達が本児に合わせてくれる。	〇〇〇〇病院へ通院。（主治医：〇〇） 薬を服用し、てんかん発作とイライラを押さえている。	3月にブロックの幼・保・小学校の合同交流会で、本児の就学先の小学校教師に配慮点を知らせ、担任に引き継がれる予定。できないものすごく敏感。本人ができる状況をつくり、できたことを誉める。	
就学支援会議の実施結果（担任教師記入欄） （日時・参加者）			（協議内容・支援方針等）		
確認欄（レ点）	特別支援教育コーディネーター	<input type="checkbox"/>	担任教師	<input type="checkbox"/>	保護者 <input type="checkbox"/>

4 考察

(1) 就学指導から就学支援への転換の必要性

就学指導委員会は、主に来年度就学予定の特別な教育的ニーズのある幼児児童等について、実態調査をしたり、保護者の就学相談等を行い、対象児一人一人にとって最

もふさわしい就学先を保護者と共に見出していく重要な仕事を担っている。そして教育・福祉・医学等の専門家集団が協議の上で、幼児児童等の一人一人について、適正な就学先の判定等を行っている。従って、これまでの就学指導委員会の主な任務としては、「対象児の調査、就学相談、就学先の判定」の3点があげられる。また就

学先が決定後、就学先の学校長に対して就学予定児の配慮事項等が引き継がれている。しかしながら、これまでの就学指導委員会の主な取り組みは、対象児の就学先の判定や配慮事項の引き継ぎに留まり、対象児の小学校等への就学後の就学支援に関わる役割を必ずしも十分に果たすことができなかつたのではないかと考えられる。

また、就学前に、幼稚園・保育園と小学校の教師が来年度小学校へ就学予定の気になる子どもについて、情報交換をする機会（幼保・小連絡会議）が、各地域ごとに設けられているが、その場に来年度直接担任をする教師が必ずしも出席していないこと、また情報交換の場ではあるが、園での対象児の様子が話されるだけに留まり、就学後の支援方針までは検討できない、といった課題があげられる。

そこで、これからの就学指導は、就学支援という観点から、就学先の判定等と併せて、就学後の支援方針を明示した「個別の就学支援計画」の策定が不可欠であると考えられる。すなわち、就学後に対象児がどのような支援を必要としているのかが、ひと目でわかる支援ツール（道具）が必要なのである。このツールがこれまで策定されずにきたことから、就学の前後で、障害のある幼児児童等の支援や指導が分断され、幼稚園や保育園等から小学校に向けて、あるいは小学校から中学校に向けて、一貫した教育的支援を行うことができなかつたといえるのである。

従って、これからの就学指導委員会は、就学判定のための調査や審議ではなく、就学を全面的に支援するための調査や審議を行うよう転換を図る必要があり、幼稚園の教師等に助言を行ったり、保護者や幼稚園の教師等と共に「個別の就学支援計画」を策定し、就学先へ引き継ぎを行うことが重要になると考える。そのためには、就学指導委員会の役割の見直しと就学指導担当者をはじめ関係者一人一人の専門的力を今まで以上に向上させる研修が必要である。また、今後この「個別の就学支援計画」の書式を現今の「就学相談記録表等」に新たに組み込むための工夫が求められるといえる。さらに、就学指導委員会の審議内容や実施時期・回数等についても見直しをする必要がある。これらの点については、現在市町村合併の問題を抱えていることから、今後新市の就学指導の体制づくりを進めて行く中で、検討されるべき課題であると考えられる。

(2) 特別支援教育コーディネーターを中心にした校内就学支援会議設定の必要性

「個別の就学支援計画」は、今回就学指導の担当者が3月末に試行的に策定したものを、翌年度の6月に対象児を新たに担任した小学校の教師に引き継いだ。本来ならば、年度当初の4月に引き継がれるべきであったと反省される。また、この引き継ぎは、職務上小学校内の特別支援教育コーディネーターを仲介すべきであったと考える。それは、特別支援教育コーディネーターには「個別の就学支援計画」の策定に当たって、幼稚園・保育園

等との連絡調整をする役割がある¹⁰⁾からである。

そして特別支援教育コーディネーターが日時を調整して、できれば4月下旬から5月中旬頃に、新担任教師の他に、保護者、幼稚園時の担任教師、就学指導の担当者、さらに特別支援教育コーディネーターの5名が一同に会して、先に策定した「個別の就学支援計画」を元に、就学支援会議を開催すべきであったと考えられる。この会議に要する時間は、ケースにもよるが、およそ40分～1時間程度である。この就学支援会議は、校内就学指導委員会の業務の一部としてとらえることができると同時に、特別支援教育における校内委員会の持つ機能に包括される¹¹⁾ものと考えられる。

この「個別の就学支援計画」は、対象児が小学校へ就学する際に、就学指導担当者が中心となって策定した後は、保護者に書式を保管してもらい、そして就学後に、就学支援会議の場において、保護者から「個別の就学支援計画」を開示してもらい、小学校の特別支援教育コーディネーターが中心となって、先の5名による就学支援会議が開催・運営される必要がある。

就学支援会議において、小学校就学後の対象児の生活面や学習面の様子から、何か問題点等があれば、保護者や担任教師から情報を提供してもらい、就学前に策定した「個別の就学支援計画」を元に、参加者全員で支援方針や配慮事項等を検討し合う。その際、保護者も支援者の一人として、対象児の家庭での様子や幼稚園時代の様子等について必要な情報を提供したり、就学に際しての要望や配慮事項等があれば出してもらおうなど、会議に積極的に参加してもらおうことが重要である。また、この場では保護者が日頃の不安を解消して、今後の学習面や指導に見通しを持つと同時に、特別支援教育コーディネーターと担任教師が対象児の支援方針を明確にし、把握することが重要である。

従って、就学前に策定された「個別の就学支援計画」は、いわば、原案であり、就学後の対象児の4月～5月の様子を見て、これに修正を加えていく必要がある。そして対象児の支援方針と配慮事項等を明確にする必要がある。小学校では、教科・領域にわたる指導が行われていることから、この修正された「個別の就学支援計画」を踏まえて、各教科・領域ごとの「個別の指導計画」を作成し、日々の授業づくりが行われることになる。なお、就学支援会議を実施したら、担任教師は「個別の就学支援計画」の書式に、実施した日時・参加者・協議内容・支援方針等を記入し、また、特別支援教育コーディネーターと担任教師と保護者は、それぞれ確認欄に内容確認のサイン（V）を記入するようにする。

5 まとめ

今回、障害児学級籍となった軽度発達障害児を事例に、

試行的に「個別の就学支援計画」を策定し運用してみた結果、これからの就学指導の在り方について、いくつかの貴重な知見を得ることができた。それを以下にまとめる。

- (1) これからの就学指導委員会は、就学を支援するための「就学支援委員会」としての機能を有する必要がある。従来の「対象児の調査、就学相談、就学先の判定」といった役割の他に、就学を全面的に支援するための「個別の就学支援計画」を策定し就学先へ引き継ぐ役割がある。そのためには、就学指導委員会の審議内容や実施時期・実施回数等について見直す必要がある。また、就学指導担当者をはじめ関係者一人一人の専門的力量的向上が求められている。さらに、今後これまでの「就学相談記録表等」に「個別の就学支援計画」の書式及び内容を如何にして組み込むか、検討を加える必要がある。これらの点については、市町村合併による新市の就学指導の体制づくりを進めていく中で検討される必要がある。
- (2) 「個別の就学支援計画」は、就学前は、市町村の就学指導担当者が中心となって策定して保護者に手渡し、就学後は就学先の特別支援教育コーディネーターが保管して担任教師が運用し、進学や転学時には、保護者に保管してもらい、進学・転校先の学校の特別支援教育コーディネーターに手渡すようにする。
- (3) 「個別の就学支援計画」は、入学時の4月に引き継がれる必要がある。また、特別支援教育コーディネーターは日時を調整して、4月下旬から5月中旬頃に、新任担任教師の他に、保護者、幼稚園時の担任教師、就学指導の担当者、さらに特別支援教育コーディネーターの5名が、一同に会して「個別の就学支援計画」を元に、就学支援会議が開催されるよう配慮する必要がある。その際、保護者にも情報提供等で積極的に参加してもらおうことが大切である。
- (4) 就学前に策定される「個別の就学支援計画」は、いわば、原案であり、実際には就学後の子どもの様子を見て、加筆修正されるべきものである。そして、この修正された「個別の就学支援計画」を元に、「個別の指導計画」を作成し、日々の授業等の教育的支援を充実させることが重要である。

今回は、試行的な実践に留まったため、就学支援の過程について検証を行うまでには至らなかった。今後の課題として、以下の点があげられる。

第一に、実際に就学指導委員会の活動の段階から、「個別の就学支援計画」の策定、就学後の就学支援会議の開催、そして支援方針を明確にした上で「個別の指導計画」を作成する、といった一連の就学支援の過程を実際に実践することで、さらに検討を加える必要がある。

第二に、今回は、障害児学級籍となった障害名が明らかな事例を取り上げたことから、保護者の協力を得ることができ「個別の就学支援計画」の策定が比較的しやすかったといえる。今後、就学指導委員会の審議から漏れ、しかも診断名が下されていなく、小学校の通常学級籍となった軽度発達障害児の場合についても実施し、さまざまな知見を得る必要がある。

第三に、今回は就学指導委員会のこれからの役割に関する検討が主となったため、障害のある子どもを乳幼児期から学齢期に至るまでいかに支援すべきか、といった長期的なスパンからは検討を加えられなかった。今後、特別支援連携協議会において「就学相談マスタープラン」等の見直しを行い、学齢前後に関わる保健、医療、福祉、教育の各関係機関の関係者との連携による就学支援システム全体の在り方についても検討する必要がある。

注

事例は、個人情報保護の観点から、本質の部分を除いて一部事実関係を変えて記載している。

引用・参考文献

- 1) 21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議 21世紀の特殊教育の在り方について — 一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について — (最終報告) 2001. 1
- 2) 三重県教育委員会 障害のある子どものための教育相談マスタープラン 2003. 3
- 3) 特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議 今後の特別支援教育の在り方について (最終報告) 2003. 3
- 4) 尾崎祐三 個別移行支援計画との連続性 — 個別移行支援計画とどうリンクさせるか? — 発達の遅れと教育 No. 556 日本文化科学社 2003 pp16-17
- 5) 厚生労働省 「障害者基本計画」 2002. 12
- 6) 文部科学事務次官 学校教育法施行令の一部改正について (通知) 2002. 4
- 7) 文部科学省 就学指導資料 2002. 6
- 8) 中央教育審議会 特別支援教育を推進するための制度の在り方について (答申) 2005. 12
- 9) 全国特殊学校長会 盲・聾・養護学校における「個別の教育支援計画」 ジアース教育新社 2005 p74
- 10) 文部科学省 特別支援教育 No.14 2004. 7 p19
- 11) 文部科学省 小・中学校におけるLD (学習障害)、ADHD (注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン (試案) 2004. 1